

# 納入通知書 様式変更 (口座振替対象者)

## 旧様式

## 新様式

### 寝屋川市 後期高齢者医療保険料納入通知書

お問い合わせの場合は、被保険者番号をお知らせください。

被保険者番号

令和 年 月 日

令和7年度後期高齢者医療保険料の納入通知書をお届けします。

※納入通知書は単票形式でお送りしています。紛失等には注意して大切に保管して下さい。

### 寝屋川市 令和7年度 後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書

大阪府後期高齢者医療広域連合長

被保険者氏名 被保険者番号

令和7年度分の後期高齢者医療保険料

区分	①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 【①×②】(12か月分)	④均等割額 (12か月分)	⑤算出額 【③+④】または【③+⑤】	⑥限度超過額
変更前	円	%	円	円	円	円
変更後	円	%	円	円	円	円

区分	⑦所得割軽減額 (12か月分)	均等割軽減割合	⑧均等割軽減額 (12か月分)	⑨年間保険料額 【⑤-⑧-⑨】	月数	⑩月割減額
変更前	円	%	円	円		円
変更後	円	%	円	円		円

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

区分	⑪均等割額 (12か月分)	⑫均等割軽減額 (12か月分)	⑬年間保険料額 【⑪-⑫】	月数	⑭月割減額	⑮減免保険料額	⑯保険料 【⑬+⑭-⑮】
変更前	円	円	円		円	円	円
変更後	円	円	円		円	円	円

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、加入日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎がこちらに表示されます。

区分	⑩均等割額	均等割軽減割合	⑫均等割軽減額	⑬年間保険料額 (⑩-⑫)	月数	⑭月割減額	⑮減免額
変更前	円	%	円	円		円	円
変更後	円	%	円	円		円	円

後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定に基づき、令和 年 月 日現在の被保険者に対して賦課されたものです。

後期高齢者医療保険料算定方法、所得の低い者に対する軽減については裏面に参照してください。

### 寝屋川市 令和7年度 後期高齢者医療保険料額納入通知書

後期高齢者医療保険料を次のとおり本徴収しますので通知します。

寝屋川市長

被保険者氏名 被保険者番号

決定(変更)年月日

期別	変更前の期別保険料額		変更後の期別保険料額	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
4月	円	円	円	円
5月	円	円	円	円
6月	円	円	円	円
7月	円	円	円	円
8月	円	円	円	円
9月	円	円	円	円
10月	円	円	円	円
11月	円	円	円	円
12月	円	円	円	円
1月	円	円	円	円
2月	円	円	円	円
3月	円	円	円	円
随時	円	円	円	円
小計	円	円	円	円
合計	円	円	円	円
差引増減保険料額	円	円	円	円

【保険料納付方法等】

口座振替

特別徴収義務者

特別徴収対象年金

令和7年度後期高齢者医療保険料を下記の指定口座から引落とします。

金融機関等	銀行	支店
口座名義人		
種別		口座番号

※「金融機関等」の欄が農業協同組合の場合、「種別」の欄について「預金」は「貯金」と読み替えます。

● 口座振替(自動払込)について

- 口座振替(自動払込)日について  
各期の引落しは、毎月末日(休日の場合は翌営業日)となります。
- 口座振替(自動払込)が不能となった場合について  
預金(貯金)残高不足等により、後期高齢者医療保険料の引落としができなかった場合は、督促を受けることになりますので、ご注意ください。
- 後期高齢者医療保険料納付確認通知書  
本市では、後期高齢者医療保険料口座振替(自動払込)による口座振替済通知書(領収書)の発行はいたしません。代わりに前年中にお支払いいただいた保険料の合計金額を「後期高齢者医療保険料納付確認通知書」として年1回、1月下旬に送付いたします。各期の振替結果は、ご面倒ながら通帳をご確認いただけますようお願いいたします。

発行年月日: 令和 年 月 日

①

被保険者の  
氏名、生年月日等の情報

### 令和 年度 後期高齢者医療保険料決定通知書

令和 年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名	被保険者番号
性別	生年月日
住所	昭和
決定年月日	令和 年 月 日
決定(変更)理由	保険料額を決定しました
保険料額	

\* 後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び【都道府県名】後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定に基づき、月 日現在の被保険者に対して賦課されたものです。

【保険料算定の基礎】

区分	①保険料計算のもととなる所得	②所得割率	③所得割額 (①×②)	④均等割額	⑤算出額 (③+④)	⑥限度額を超える額
決定	円	%	円	円	円	円
*	円	%	円	円	円	円

区分	⑦所得割軽減額	均等割軽減割合	⑧均等割軽減額	⑨年間保険料額 (⑤-⑧-⑨)	月数	⑩月割減額	⑪保険料額 【⑤+⑩】
決定	円	%	円	円		円	円
*	円	%	円	円		円	円

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、加入日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎がこちらに表示されます。

区分	⑩均等割額	均等割軽減割合	⑫均等割軽減額	⑬年間保険料額 (⑩-⑫)	月数	⑭月割減額	⑮減免額
決定	円	%	円	円		円	円
*	円	%	円	円		円	円

前年度所得に  
応じて算定された  
年間保険料

③

保険料の  
計算方法

### 令和 年度 後期高齢者医療保険料納入通知書

令和 年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり徴収することに決定しましたので通知します。

寝屋川市長

被保険者氏名 被保険者番号

決定(変更)理由

徴収決定年月日

市町村別保険料額

【期別保険料額】

期別・月	決定		*		納期限
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	
4月		円		円	令和7年7月31日
5月		円		円	
6月		円		円	
第1期 7月		円		円	令和7年9月1日
第2期 8月		円		円	
第3期 9月		円		円	
第4期 10月		円		円	令和7年10月31日
第5期 11月		円		円	
第6期 12月		円		円	
第7期 1月		円		円	令和8年1月5日
第8期 2月		円		円	
第9期 3月		円		円	
合計		円		円	

【保険料納付方法等】

納付方法 口座振替(普徴)

特別徴収義務者

特別徴収対象年金

特別徴収対象年金給付額

備考

⑤

保険料の  
納付方法

④

特別徴収または普通徴収  
における期別保険料